

最高裁秘書第1028号

令和3年4月2日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

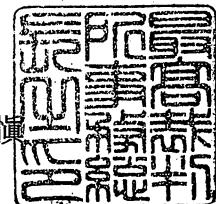
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成3年3月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

令和2年度（最情）諒問第30号

2 理由

原判断において不開示とした部分には、特定の裁判所職員の氏名、体験談、感想等が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

しかし、氏名等の個人識別部分を除いた部分について改めて検討した結果、別紙記載の部分は、これを公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示するのが相当との判断に至った。

なお、その余の不開示部分については、特定の裁判所職員の私生活に関する情報等が記載されていることから、公にすると当該職員の権利利益が害されるおそれがあると認められるため、部分開示することはできない。

別紙

1 1丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から1行目1文字目から15文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1行目1文字目から2行目6文字目まで

イ 5行目12文字目から10行目14文字目まで

ウ 14行目1文字目から17行目9文字目まで

エ 19行目1文字目から23行目15文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

ア 17行目1文字目から18行目2文字目まで

イ 24行目1文字目から26行目18文字目まで

(4) 本文欄外下部の次の部分

ア 1行目3文字目から27文字目まで

イ 2行目1文字目から9文字目まで

ウ 2行目18文字目から3行目14文字目まで

エ 3行目23文字目から5行目5文字目まで

オ 5行目14文字目から6行目41文字目まで

2 2丁目中の次の部分

(1) 本文欄外上部の下から1行目1文字目から10文字目まで

(2) 本文左段の次の部分

ア 1行目1文字目から2行目9文字目まで

イ 3行目12文字目から4行目7文字目まで

ウ 4行目16文字目から6行目15文字目まで

エ 8行目3文字目から16文字目まで

オ 9行目4文字目から15行目17文字目まで

(3) 本文右段の次の部分

1行目1文字目から4行目12文字目まで